

核兵器禁止条約と日本の役割

2018年5月16日

川崎哲

ピースボート共同代表

核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)国際運営委員

kawasaki@peaceboat.gr.jp pbglobal@peaceboat.gr.jp

1. 核兵器禁止条約

- 核兵器の全面禁止と完全廃絶への道筋を規定
- 2017年7月に122カ国の賛成票で採択
- 核兵器の非人道性—赤十字、人道イニシアティブ
- NGO、被爆者の役割 —ICAN
- NPT体制の不備を補強

核兵器禁止条約への経過

2010.4 赤十字国際委員会(ICRC)の声明

5 NPT再検討会議、核兵器禁止条約に留意

2012.5 核の非人道性に関する共同声明(16カ国)

2013.3 核の非人道性に関するオスロ会議

10 日本、非人道性共同声明に参加

2014.2 核の非人道性に関するナジャリット会議

12 核の非人道性に関するウィーン会議

2015.1 人道の誓約

5 NPT再検討会議、禁止条約を議論

2016.2~8 禁止条約に関する国連作業部会

12 禁止交渉開始のための国連決議71/258

核兵器禁止条約 前文

- ・国連憲章の原則
- ・核がもたらす破滅的な人道上の結末／リスク
- ・倫理上の要請
- ・ヒバクシャと核実験被害者が受けてきた苦しみ
- ・先住民族への影響、女性への影響
- ・国際人道法の原則
- ・いかなる核の使用も国際人道法に違反し、人道の諸原則・公共の良心に反する
- ・核軍縮の遅さと核兵器に依存した軍事政策を憂慮
- ・NPT(礎石)とCTBT(・検証)の重要性
- ・平和軍縮教育
- ・赤十字、NGO、宗教者、議員、ヒバクシャの役割

核兵器禁止条約 制度的取り決め

第8条 締約国会議、再検討会議

- ・検証可能、不可逆的、時間枠をもった核廃棄に関する措置(議定書)
- ・非締約国、市民社会もオブザーバーとして招待される

第15条 発効 50カ国の批准の90日後

第16条 留保 なし

第17条 脱退 12カ月前。武力紛争時は義務残る

第18条 他の条約との関係

この条約の義務と矛盾しない限り他条約を害せず

2. 主要な論点

■日本政府の立場

- ・交渉開始に反対、交渉会議を欠席
- ・条約には署名・批准しない方針
- ・「アプローチが異なる」
- ・核抑止力が「必要不可欠」
- ・禁止条約は「核抑止力の正当性を損なう」
- ・核兵器国と非核兵器国の「橋渡し」(賢人会議)
- ・まずは「最小限ポイント」、その後に禁止条約

■フィンICAN事務局長との国会における討論集会 (2018.1.16)

- ・核兵器廃絶の目標の確認
- ・核抑止力をめぐる認識
- ・米同盟下でも禁止条約に加入できる—「調査」を

NPT準備委員会 議長まとめ (2018.5)

19. 核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道上の影響への憂慮。国際人道法遵守の必要性。**いかなる核兵器の使用・威嚇も国際人道法違反との見解に、核兵器国は同意せず。**
40. 核兵器禁止条約は**NPT第6条の定める核軍縮の効果的措置**であり、NPTを補強し既存の核軍縮・不拡散を強化する。
41. **核軍縮は安全保障を考慮に入れるべきであり、核兵器禁止条約は核を削減せず、NPTと異なる基準を作る。**

3. 核抑止力の批判的再検討

● 道徳性

- ・核兵器の非人道性、倫理上の問題
- ・核抑止の「正当性」→核拡散

● 有効性

- ・核兵器は核戦争を抑止してきたのか
- ・事故のリスク(エリック・シュローサー「Command and control」)
- ・抑止が破れたら→越境的被害「勝者はいない」

● 必要性

- ・2017年「ひろしまラウンドテーブル」北東アジアにおける「通常抑止」の可能性を提起

4. 核兵器禁止条約に関する「調査」

■ノルウェー

2017年12月、議会の外交委員会は政府に対し、ノルウェーの核兵器禁止条約への加入がもたらす結果について調査することを要請。禁止条約と防衛政策の関係、NPTなど他条約との関係、NATOとの法的・政治的関係について、専門家や市民社会から知見をえつつ、2018年内に議会に報告すること、スウェーデンやイタリアなど他国の動きも参照すること

■イタリア

2017年9月、議会が政府に対して、条約への参加可能性の調査を要請

■スウェーデン

調査担当者が任命され、2018年10月末までに報告書が出される

核兵器禁止条約 第1条(禁止)

締約国は、いかなる場合も以下のことを行わない

- a) 核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵
- b, c) 核兵器やその管理の移譲(直接、間接)
- d) 核兵器の使用、使用するとの威嚇
- e, f) これらの行為をいかなる形でも援助、奨励、
勧誘すること
- g) 自国内に配置、設置、配備

核兵器の使用・威嚇の 「援助、奨励、勧誘」

■法的論点

- ・威嚇とは？ 使用・威嚇の援助、奨励、勧誘とは？
- ・国連憲章2条4項、日本国憲法9条1項との関係
- ・核兵器の使用・威嚇との「一体化」「後方支援」？

■政治的論点

日米同盟を維持しつつ、核兵器の「援助・奨励・勧誘」
をしないという立場をとること(又はとらぬこと)が

- ・日米関係に与える影響
- ・被爆国日本の国際的地位に与える影響
- ・地域安全保障に与える影響

5. 日本が今すぐできる措置

■核廃棄の検証

■被害者援助、環境回復

※非締約国であっても、オブザーバーとして締約国会議に参加するなどして貢献が可能
(禁止条約の、事実上の「部分的履行」)

核兵器禁止条約 廃棄に関する条項

第2条(申告)

核を「持っていたが廃棄した」か、「持っている」か、「他国の核を置いている」か30日以内に申告

第3条(保障措置)

IAEA保障措置(包括的保障措置)を最低限維持

第4条(廃棄)

- ・「持っていたが廃棄した」国→検証
- ・「持っている」国→廃棄プランを策定、実施・検証
- ・「他の国の核を置いている」国→速やかに撤去
- ・定期報告義務
- ・国際機関(international authority or authorities)

参考:核軍縮検証のための国際パートナーシップ(IPNDV)

核軍縮検証のための国連・政府専門家グループ(GGE)

核兵器禁止条約 被害者援助

第5条(国内履行措置)

第6条(被害者援助と環境回復)

- ・核兵器の使用・実験で被害を受けた人々に医療的・社会的・経済的援助を行う義務
- ・核兵器の使用・実験に関連する活動で汚染された環境を回復する義務

第7条(国際協力と援助)

核兵器を使用・実験した国の援助責任

参考:2014年に専門家委員会による「核兵器使用の多方面における影響に関する調査研究」

6. 結論(日本ができること)

- 1) 核兵器禁止条約への参加を目標として定め、その条件や影響を調査する委員会を設置する
- 2) 核兵器の非人道性を踏まえ、核抑止力の批判的再検討とのその役割縮小を進める
- 3) 検証措置や核被害者援助など、禁止条約の条項の中で貢献できる分野では直ちに行動を開始する
- 4) 日本が提出する国連総会決議案で、核兵器禁止条約の意義に言及する